

福岡市三世代同居・近居住替え支援助成金交付要綱

制 定 令和 8 年 4 月 1 日

住計第 1471 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、三世代同居又は近居のために子育て世帯や親世帯等が行う住替えに対し、住宅取得費や家賃、引越し費用等を助成することにより、子育てを手伝える体制づくりを後押しするとともに、子育てしやすい居住環境づくりの促進を図ることを目的とする。

(通則)

第 2 条 三世代同居・近居住替え支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関しては、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第 35 号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 申請者若しくはその配偶者が扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に定める者をいう。）として扶養する、転居後の住宅への入居時点で 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（以下「子ども」という。）がいる世帯又は妊娠している者がいる世帯をいう。
- (2) 配偶者 民法第 739 条による婚姻の届出をした者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）をいう。
- (3) 同居者 子どもの扶養義務者（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に定める者）をいう。
- (4) 親世帯等 申請者又はその配偶者のどちらかの親又は祖父母が含まれる世帯をいう。
- (5) 同居 子育て世帯と親世帯等が同一住所に居住することをいう。
- (6) 近居 子育て世帯と親世帯等の住居の直線距離が 1.2 km 以内であることをい

う。

- (7) 多子世帯 子ども（妊娠している者の子どもを含む。）が2人以上いる世帯をいう。
- (8) 被保護者等 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者をいう。
- (9) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないものであって、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの
- (10) 既存住宅 第9号に掲げる以外の住宅
- (11) 持ち家 申請者又は同居者が所有する住宅
- (12) 地すべり防止区域 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条に基づき指定された区域をいう。
- (13) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条に基づき指定された区域をいう。
- (14) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条に基づき指定された区域をいう。

（助成対象者の公募）

第4条 市長は、この要綱に基づく助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）を公募により募集する。

（助成対象者の要件）

第5条 助成対象者の要件は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 子育て世帯又は親世帯等であること。
- (2) 同居・近居する以前から、子育て世帯及び親世帯等の双方、又は一方が市内に居住していること。
- (3) 世帯員全員（別世帯の配偶者を含む。）が、次の①から⑤までに掲げる要件のいずれにも該当すること。

- ① 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないこと（転居前の居住地が福岡市以外の場合に限る。）
 - ② 福岡市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）に滞納がないこと。
 - ③ 被保護者等でないこと。
 - ④ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 3 項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと。
 - ⑤ 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
 - ⑥ 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 別表 1 の左欄に掲げる住宅から、同表の右欄に掲げる住宅に転居し、転居後の住宅が、次の①から③までに掲げる要件のいずれにも該当すること。
- ① 別表 2 に示す面積以上の専用面積を有する住宅であること。
 - ② 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築され、かつ新耐震基準を満たす住宅であること。ただし、耐震改修工事を実施している場合又は耐震診断を受けて耐震性能があることが確認されている場合については、この限りでない。
 - ③ 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域内の住宅については、安全上の措置が講じられ、建築主事等による検査済証が交付されていること。
- (5) 過去に福岡市子育て世帯住替え助成金交付要綱、本要綱又は福岡市子育て世帯市内引越し応援助成金交付要綱に基づく助成金を受けていないこと。ただし、世帯人数の増減や、日常生活に身体の機能上の制限を受けることになる加齢、病気等、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
- (6) 本要綱に基づく助成金の申請と同時に、福岡市子育て世帯市内引越し応援助成金交付要綱、福岡市高齢者世帯住替え助成金交付要綱又は福岡市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅住替え支援事業助成金交付要綱に基づく助成金を申請していないこと。
- 2 第 1 項第 3 号の要件については、配偶者からの暴力等を理由とした避難者等で確認が困難な場合、適用しないことができる。

(助成対象者の認定申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、原則として転居予定日の 3 か月前から 1 か月前までの期間において、第 5 条に規定する助成対象者の要件に該当しているかを確認するため、三世代同居・近居住替え支援助成金助成対象者認定申請書兼同意書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その認定を受けるこ

とができる。この場合において、提出した写しに疑義が生じたときは、原本を提示しなければならない。

- (1) 世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、原則として認定申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
 - (2) 親世帯等全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、原則として認定申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
 - (3) 世帯員全員（別世帯の配偶者を含む。）の次の①及び②に掲げる書類
 - ① 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないことを証明する書類（原則として認定申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）（転居前の居住地が福岡市以外の場合に限る）
 - ② 福岡市の市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（原則として認定申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
 - (4) 転居予定前の住宅の賃貸借契約書又は入居決定通知書等（以下「賃貸借契約書等」という。）の写し（賃貸借契約書等を紛失した場合等は、賃貸住宅証明書（転居前の住宅用）（様式第 9 号））
 - (5) 持ち家であることを証する書類（建物の登記事項証明書等）（転居予定前の住宅が持ち家の場合に限る。）
 - (6) 親子関係を証する書類
 - (7) 母子手帳の写し（妊娠している者がいる場合に限る。）
 - (8) 離婚したことを証する書類（離婚を理由に転居をする場合又は認定申請の受付日時点で離婚成立に関して疑義がある場合に限る。）
 - (9) 配偶者からの暴力等を理由とした避難者等であることを証する書類（配偶者からの暴力等を理由とした避難者等であることを理由に転居する場合に限る。）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第 1 号及び第 3 号②に掲げる書類については、申請者及び同居者が、様式第 1 号の同意欄に記名した場合には、省略することができる。
 - 3 第 1 項第 4 号に掲げる書類については、転居予定前に福岡市営住宅に居住している申請者及び同居者が、様式第 1 号の同意欄に記名した場合には、省略することができる。
 - 4 第 1 項第 2 号に掲げる書類については、福岡市内に居住している同居・近居先の親世帯等又は子育て世帯が、様式第 1 号の同意欄に記名した場合には、省略することができる。
 - 5 第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる書類については、配偶者からの暴力等を理由とした避難者等で確認が困難な場合、適用しないことができる。

(助成対象者の認定)

第7条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、第5条に規定する要件のいずれにも該当するときは、助成対象者であることを認定し、福岡市三世代同居・近居住替え支援助成金助成対象者認定通知書(様式第2号)により当該申請をした者へ通知するものとする。

2 前項に規定する審査により、助成対象者として認定することが不適当と認められたときは、福岡市三世代同居・近居住替え支援助成金助成対象者認定申請却下通知書(様式第3号)により当該申請をした者へ通知するものとする。

(助成対象者の認定の取消し)

第8条 市長は、前条第1項により助成対象者の認定を受けた者(以下「助成対象認定者」という。)が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成対象者の認定を取り消すことができる。

(1) 助成対象認定者が、転居を取りやめたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成対象者の認定を受けたとき。

(3) 第5条第1項第3号③、④、⑤又は⑥に規定するものに該当することが判明したとき。

(4) 市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を福岡市三世代同居・近居住替え支援助成金助成対象者認定取消通知書(様式第4号)により当該助成対象認定者へ通知するものとする。

第2章 住宅取得費助成

(住宅取得に要する費用の助成)

第9条 市長は、本要綱に基づく助成金を活用し、新築住宅、又は既存住宅の取得を行う者に対し、予算の範囲内において、住宅取得に要する費用の一部を助成することができる。

(住宅取得費助成金の対象者)

第10条 住宅取得費に係る助成金(以下「住宅取得費助成金」という)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第5条に掲げる要件を満たす者

(2) 5年以上の住宅ローンを利用して住宅を購入した者

(住宅取得費助成対象経費)

第11条 住宅取得費助成の対象とする経費（以下「住宅取得費助成対象経費」という）は、子育て世帯又は、親世帯等が住宅購入のために事業者等に支払った費用とする。

(住宅取得費助成金の額)

第12条 住宅取得費助成金の額は、住宅ローンを活用し購入した住宅の年間支払額とし、20万円を限度とする。

(住宅取得費助成の期間)

第13条 住宅取得費の助成期間は、最長5年間とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、以降の助成を終了するものとする。

- (1) 当初申請時の転居先住宅に居住しなくなったとき
- (2) 子育て世帯と親世帯等の同居・近居が終了したとき
- (3) 第3条第1項に定める子育て世帯ではなくなったとき
- (4) 子どもの同居が終了したとき
- (5) 住宅ローンの返済が終了したとき

(助成金の交付申請)

第14条 助成金の交付を受けようとする者は、初回の申請については転居日から起算して1年以内に、継続して交付を受けようとする者は、市長が定める期間内に、福岡市三世帯同居・近居住替え助成金交付申請書兼同意書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、継続して交付を受けようとする者は、転居日から起算して5年間、毎年度申請を行わなければならない。提出した写しに疑義が生じたときは、原本を提示しなければならない。

- (1) 世帯全員（別世帯の配偶者を含む。）の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、転居後の住所に変更済みのものでかつ、原則として交付申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (2) 親世帯等全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載され、原則として交付申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）
- (3) 世帯員全員（別世帯の配偶者を含む。）の次の①及び②に掲げる書類

- ① 転居前の居住地における市区町村税に滞納がないことを証明する書類（原則として交付申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）（転居前の居住地が福岡市以外の場合に限る）
 - ② 福岡市の市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（原則として交付申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
 - (4) 転居前の住宅の賃貸借契約書等の写し（転居前の住宅の賃貸借契約書等を紛失した場合等は、賃貸住宅証明書（転居前の住宅用）（様式第 9 号））及び転居後の住宅の賃貸借契約書の写し（ただし、転居後が新築住宅又は既存住宅の場合は、売買又は請負契約書の写し若しくはこれらの契約の状況を証する書類）
 - (5) 持ち家であることを証する書類（建物の登記事項証明書等）（転居前の住宅が持ち家の場合に限る）
 - (6) 持ち家の処分を証する書類（売買契約書等）（転居前の住宅が持ち家の場合に限る。）
 - (7) 親子関係を証する書類
 - (8) 転居後の住宅の住宅ローンを証する書類
 - (9) 転居後の住宅の面積及び竣工年月日が分かる書類又は竣工年月日を証する書類
 - (10) 母子手帳の写し（妊娠している者がいる場合に限る。）
 - (11) 離婚したことを証する書類（離婚を理由に転居をする場合又は交付申請の受付日時点で離婚成立に関して疑義がある場合に限る。）
 - (12) 配偶者からの暴力等を理由とした避難者等であることを証する書類（配偶者からの暴力等を理由とした避難者等であることを理由に転居する場合に限る。）
 - (13) 新耐震基準を満たすことが確認できる書類（耐震診断結果報告書、耐震改修報告書等）（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は建築主事による確認済証が交付された住宅に限る。）
 - (14) 建築主事等交付による検査済証（地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域へ転居する場合に限る。）
 - (15) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第 1 号及び第 3 号②に掲げる書類については、申請者及び同居者が様式第 1 号又は様式第 5 号の同意欄に記名した場合には、省略することができる。
 - 3 第 1 項第 4 号に掲げる書類については、転居前に福岡市営住宅に居住している申請者及び同居者が、様式第 5 号の同意欄に記名した場合には、省略することができる。
 - 4 第 1 項第 2 号に掲げる書類については、福岡市内に居住している同居・近居先の

親世帯等又は子育て世帯が、様式第1号の同意欄に記名した場合には、省略することができる。

- 5 第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる書類については、配偶者からの暴力等を理由とした避難者等で確認が困難な場合、適用しないことができる。
- 6 助成対象認定者は、第6条第1項の規定による認定の申請を行った際に提出した書類を省略できる。ただし、当該書類の記載内容に変更がない場合に限る。

(助成金の交付の決定等)

第15条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、第5条及び第10条に規定する要件のいずれにも該当していると認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定して交付を決定し、福岡市三世代同居・近居住替え支援助成金交付決定通知書（様式第6号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

- 2 前項に規定する審査により、助成金を交付することが不適当と認められたときは、福岡市三世代同居・近居住替え支援助成金不交付決定通知書（様式第7号）により当該申請をした者へ通知するものとする。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第5条第1項第3号③、④、⑤又は⑥に規定するものに該当することが判明したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、その旨を福岡市三世代同居・近居住替え支援助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該交付決定者へ通知するものとする。

- 3 交付決定者は、前2項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消された場合において、すでに助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

第3章 家賃負担軽減助成

(民間賃貸住宅家賃に要する費用の助成)

第 17 条 市長は、本要綱に基づく助成金を活用し、民間賃貸住宅へ住替えを行う者に対し、予算の範囲内において、住宅家賃に要する費用の一部を助成することができる。

(家賃負担軽減助成金の対象者)

第 18 条 家賃負担軽減に係る助成金（以下「家賃負担軽減助成金」という）の交付を受けることができる者は、第 5 条に掲げる要件に適合するものとする。

(家賃負担軽減助成対象経費)

第 19 条 家賃負担軽減助成の対象とする経費（以下「家賃負担軽減助成対象経費」という）は、子育て世帯又は親世帯等が民間賃貸住宅に居住するために、事業者等に支払う家賃とする。

(家賃負担軽減助成金の額)

第 20 条 家賃負担軽減助成金の額は、民間賃貸住宅の年間家賃支払額とし、10 万円を限度とする。

(家賃負担軽減助成の期間)

第 21 条 家賃負担軽減の助成期間は、最長 5 年間とする。ただし、第 13 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれか該当するときは、以降の助成を終了するものとする。

(助成金の交付申請)

第 22 条 助成金の交付を受けようとする者は、初回の申請については転居日から起算して 1 年以内に、継続して交付を受けようとする者は市長が定める期間内に、福岡市三世代同居・近居住替え支援助成金交付申請書兼同意書（様式第 5 号）に第 14 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、継続して交付を受けようとする者は、転居日から起算して 5 年間、毎年度申請を行わなければならない。提出した写しに疑義が生じたときは、原本を提示しなければならない。

2 前項に掲げる書類については、第 14 条第 2 項から 6 項の規定を適用する。

(助成金の交付の決定等)

第 23 条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、第 15 条の規定を適用する。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第 24 条 市長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、第 16 条第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、第 16 条第 2 項の規定を適用する。

3 交付決定者は、前 2 項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消された場合において、すでに助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

第 4 章 引越し費用等助成

(引越し費用等に要する費用の助成)

第 25 条 市長は、本要綱に基づく助成金を活用し、住替えを行う者に対し、予算の範囲内において、引越し費用等に要する費用の一部を助成することができる。

(引越し費用等助成金の対象者)

第 26 条 引越し費用等に係る助成金（以下「引越し費用等助成金」という）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するものとする。

(1) 第 5 条に掲げる要件を満たす者

(2) 第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる要件を満たし、第 4 号①から③に適合する公的賃貸住宅（公営住宅を除く）と賃貸借契約等を締結した者

(3) 親世帯等が従前から居住する住宅で、親世帯等と同居する者

(引越し費用等助成対象経費)

第 27 条 引越し費用等の対象とする経費（以下「引越し費用等助成対象経費」という）は、子育て世帯又は親世帯等が転居のために事業者等に支払った経費で、別表 3 に定めるものとする。

(引越し費用等助成金の額)

第 28 条 引越し費用等助成金の額は、引越し費用等助成対象経費の合計額（消費税及び地方消費税の額を含む。）に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、20 万円を限度とする。ただし、多子世帯に該当するときは、5 万円を加算するものとする。

2 転居にあたり、立退き料等の支払いを受けた場合には、引越し費用等助成対象経費の合計から当該金額を差し引いて算定するものとする。

3 引越し費用等助成金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第 29 条 助成金の交付を受けようとする者は、転居日から起算して 1 年以内に、福岡市子育て世帯市内引越し応援助成金交付申請書兼同意書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、提出した写しに疑義が生じたときは、原本を提示しなければならない。

(1) 第 14 条第 1 項各号に掲げる書類

(2) 転居後の公的賃貸住宅（公営住宅除く）の賃貸借契約書等（転居後の住宅が公的賃貸住宅の場合に限る。）

(3) 助成対象経費の内訳及び支払いを確認できる書類（見積書及び領収書並びに振込書又は通帳の写し等）

(4) 立退きに係る通知書又は証明書等で立退き料等の金額の記載があるもの（立退き料等の支払いを受けた場合に限る。）

2 前項に掲げる書類については、第 14 条第 2 項から 6 項の規定を適用する。

(助成金の交付の決定等)

第 30 条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、第 15 条の規定を適用する。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第 31 条 市長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、第 16 条第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを決定したときは、第 16 条第 2 項の規定を適用する。

- 3 交付決定者は、前2項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消された場合において、すでに助成金の交付を受けているときは、当該助成金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

第5章 補則

(規定外の事項)

第32条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 この要綱は、令和12年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1 対象となる住宅（第5条第1項第4号関係）

転居前の住宅	転居後の住宅
次に掲げる要件以外の住宅 申請者又は同居者が所有する持ち家 （ただし、申請日時点で処分（売買・解体等）が完了の場合や、離婚・配偶者からの暴力等を理由による転居は除く）	次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する住宅 （1）申請者又は同居者が所有者と賃貸借契約を締結し、家賃を支払う民間賃貸住宅 （2）申請者又はその同居者が、所有者から住宅ローンを活用し購入した新築住宅、又は既存住宅

別表2 転居後の住宅の専用面積（第5条第1項第4号①関係）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
住戸専用面積	30 m ²	40 m ²	50 m ²	57 m ²	66 m ²

備考

1. 6人を超える場合は次の算出式による。

$$\text{住戸専用面積} = (10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2) \times 0.95$$

2. 妊娠中の者は2人とみなす。

3. 子どもが10歳未満の場合は、子どもを下記の人数に置き換えた後の世帯人数を、下部の式に代入して算出する。

3歳未満…0.25人

3歳以上6歳未満…0.5人

6歳以上10歳未満…0.75人

※上記により、世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

$$(\text{式}) \text{ 世帯人数 } 2 \sim 4 \text{ 人} \cdots 10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2$$

$$4 \text{ 人を超える} \cdots (10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2) \times 0.95$$

4. 同居をする場合は、転居後に同居する人数で算出する。

5. 住戸専用面積は壁心にて算出する。

別表 3 引越し費用等助成対象経費（第 27 条関係）

区分	助成対象経費	助成対象外経費
初期費用等	・ 登記費用 ・ 礼金 ・ 仲介手数料 ・ 家賃債務保証委託料 ・ 住宅保険料 ・ 鍵交換費用 ・ 転居前の住宅にかかる原状回復費用 ・ 転居前の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用	・ 契約時に支払う家賃、共益費及び管理費 ・ 敷金 ・ 駐車場仲介手数料 ・ 転居後の住宅の清掃（クリーニング）・消毒費用 ・ その他左記に定めるもの以外の費用
引越費用	・ 引越し費用（荷造り及び荷解き等のサービス費用及び梱包資材代を含む。） ・ 引越しに伴う費用（エアコン等の取り外し及び取り付けなどの電気設備工事に係る費用（新規購入分は除く。）、不用品の処分費用）	・ 引越しに伴う費用で左記に定めるもの以外の費用（消毒又はハウスクリーニングに係る費用、公共料金等の名義変更サービス費用、挨拶品の手配に係る費用等） ・ 引っ越しに係る友人等への謝礼金